

西東京市子ども食堂推進事業補助金 Q & A

(令和7年6月25日更新版)

このQ & Aは、西東京市子ども食堂推進事業の項目ごとに作成しています。事業等の実施の参考としてください。

子ども食堂推進事業の目的・主たる取組

- ① 子どもの居場所、見守りを主として取組む。
- ② すべての子どもやその保護者を対象として、参加者が気軽に立ち寄り、食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する。
- ③ 食事は、原則として子ども食堂のスタッフ又は参加者が直接調理した栄養バランスの良いものを提供する。

4 実施方法に関するQ & A

4-1 子ども食堂の開催は、月1回以上開催するとなっておりますが、やむを得ない事情で開催できないときは、補助の対象となりませんか。

⇒地域に子どもたちの居場所を月に1回以上は確保していただきたいという趣旨から、月1回以上の開催をお願いします。

⇒予定した子ども食堂の開催が、合理的な理由で出来ない場合は、その旨の理由書を提出していただきます。この場合、その月を開催したものとみなして補助の対象といたします。

⇒合理的な理由としては、例えば、開催場所の地域の小学校や中学校においてインフルエンザ等の流行があるため感染防止の観点から中止するなどの場合が考えられます。

⇒スタッフが開催間近に感染症の発症があり、他のスタッフへの感染拡大を防止するため中止するなどといった理由は、開催できない事情にあたります。

⇒実施が難しくなったときは、まず事務局にご相談ください。

4-2 配食・宅食の取組について、月に1回以上の実施をしなければなりません。

⇒配食・宅食の取組については、回数の制限はありません。

⇒月に1回以上の実施は、子ども食堂の開催についての要件となります。

4-3 子ども食堂の開催は、参加者が1回当たり合わせて10人以上参加できる規模で開催しなければならないが、スペース的に厳しい。この場合は、補助の対象となりませんか。

⇒補助金を受けるための基本事項であるため、スペース的に厳しいとのことですが、工夫によりスペースの確保をしていただくか、他の場所をご検討していただくようお願いいたします。

4-4 配食・宅食の取組についても、参加者が1回当たり合わせて10人以上参加できる規模で開催しなければなりません。

⇒配食・宅食の取組については、その必要はありませんが、子ども食堂の開催も同時に実施する場合は、食事のできるスペースの確保をお願いいたします。

4-5 子ども（大人）食堂として開催し、子どもや保護者以外の大人も対象としている。子どもは10人ぐらい参加しているが、補助金の対象となりますか。

⇒各団体の活動内容は、各団体の目的や考え方で決めるものであり、様々な態様があるものと認識しています。

⇒子ども食堂推進事業補助金は、各団体の自主的な活動を制約するものではありません。

⇒ただし、補助の対象となるためには、西東京市子ども食堂推進事業の4実施方法、5実施場所、6衛生管理及び事故防止に記載された事項を実施する必要があります。

4-6 連絡会に年1回は出席しなければならないが、都合により出席できない場合は、補助の対象とならないですか。

⇒補助金を受けるための基本事項であるため、団体内でご調整のうえ、スタッフ1人以上のご参加をお願いいたします。

⇒連絡会では、各団体との情報交換を行いますので、スタッフの方々のご参加をお願いいたします。

4-7 研修に年1回は出席しなければならないが、都合により出席できない場合は、補助の対象とならないですか。

⇒研修への出席が無い場合は、補助の対象となりません。

⇒団体内でご調整のうえ、スタッフ1人以上のご参加をお願いいたします。日程は決まりましたらご案内いたします。

4-8 「子ども・家庭支援に関わる相談窓口の周知」とは、具体的にどのようなことになりますか。

⇒参加者や気になるお子さんに向けた活動です。

⇒子ども家庭支援センターからリーフレットや冊子などの送付をしていきます。

⇒市の子ども・家庭支援の相談窓口に関するリーフレットや冊子などの設置や壁面等への掲示などを想定しています。

4-9 「参加者の生活状況を把握し相談に応じる」とは、どのようなことになりますか。

⇒家庭状況の把握とは、自然な形でのコミュニケーションを通じて、目視や聞き取りにより把握していただくことを想定しています。

⇒家庭の状況を記録した報告書の作成までを求めるものではありません。

4-10 「必要に応じてニーズに対応した関係機関につなげること」とあるが、関係機関を知らないので、どのように行ったらよいのでしょうか。

⇒まずは子ども家庭支援センターの相談員にご相談をお願いいたします。

4-11 食事は、原則として子ども食堂のスタッフ又は参加者が直接調理した栄養バランスのよいものとしてくださいとあるが、例外としてどのようなことが想定されますか。

⇒コンビニ弁当や市販の惣菜のみの食事は、子ども食堂の食事として適切とはいいますが、提供するすべての食事が直接調理である必要はなく、メニューの一部として市販の惣菜を提供すること等は、差し支えないです。

⇒配食・宅食の取組において提供する食事は、子ども食堂で調理した栄養バランスのよいものが望ましいですが、購入した弁当や寄附等により確保した食材でもよいです。

6 衛生管理及び事故防止に関するQ & A

6-1 食品の衛生管理に関する手続きを教えてください。

- ⇒事業の開始前に、多摩小平保健所に相談し、指導・助言を求めてください。
- ⇒相談の結果、届出を行った場合は、その書類のコピーを市（子ども家庭支援センター）に提出してください。
- ⇒届出等が不要とされた場合は、保健所から指導された内容を「計画書」の「手続内容」欄に記入してください。

6-2 保険の加入と保健所への届出に係る手続きについて。

- ⇒令和7年度西東京市子ども食堂推進事業（6の(1)と(5)を参照）に記載のとおり、保険への加入と多摩小平保健所において所定の手続きを済ませていただく必要があります。
- ⇒これらの手続き等は、補助要件となりますので、交付申請時までにはこれらの手続きを満たし、かつ、子ども食堂推進事業の申請初年度である場合に限り、4月又は事業開始月に遡って補助の対象とします。
- ⇒補助金の申請を行う団体様は、加入した保険の内容及び多摩小平保健所で行った手続き（許可や届出、指導・助言）を計画書（別記様式第1号の1）の「2 加入保険内容」及び「3 保健所に対する手続きの内容」にそれぞれ記載してください。併せて交付申請時に保険証書等及び保健所への届出等の書類のコピーを提出してください。

6-3 食物アレルギー対応は必ず行う必要はありますか。

- ⇒参加する子どもの食物アレルギーの有無は、確認してください。
- ⇒食物アレルギーに対応することができないときは、チラシや看板での説明や受付時に口頭でお伝えするなど、参加者への注意喚起等の適切な対応をしてください。

7 補助金制度に関するQ & A

7-1 子ども食堂の活動において、フードパントリーや別途購入した食材の配付を実施していますが、配付のために購入した食材は、補助対象経費として認められますか。

- ⇒企業や市民の方からの寄附により確保した食材を、配食・宅食の取組として配布しても差し支えありません。
- ⇒また、子ども食堂が別途購入した食材を配付する場合、当該食材は、配食・

宅食の取組として補助対象経費となります。

⇒ただし、配食・宅食の取組において提供する食事は、子ども食堂で調理した栄養バランスのよいものが望ましく、西東京市子ども食堂推進事業が目的とする子どもの居場所や見守りを主たる取組として継続的に実施していただきますようお願いいたします。

7-2 実績報告書を提出する際は、領収書・レシートをすべて提出する必要がありますか。

⇒補助金により購入した食材などの領収書やレシート（以下「領収書等」という。）は、証拠書類として1年分を提出する必要があります。

7-3 実績報告書に添付する領収書等には、何が記載されている必要がありますか。

⇒領収書等には、宛て名（子ども食堂の名称）、購入年月日、購入品目、品目ごとの金額（税込）が必要です。

⇒これらが記載されていない場合は、補助対象経費と認められなくなります。

⇒請求書・納品書は支出が確認できる資料ではありません。

7-4 4月下旬から5月上旬までの期間に補助金の精算・返還と記載されていますが、これは1年分の収支を計算して作成するということでしょうか。計算の結果、補助金に残金が生じた場合、これを返還するというのでしょうか。

⇒そのとおりです。

⇒領収書・レシートに記載された品目・金額等を需用費、使用料及び賃借料、役務費等に分けて1年分の総支出額を算出してください。

⇒収入金は、食事代・寄附金に分けて1年分の総収入額を算出してください。

⇒総支出額から総収入額を差し引いた額が、交付済みの補助金額を下回った場合（補助金が余った場合）は、その余った補助金を市に返還していただきます。

⇒返還方法は、該当する団体様に別途ご案内します。

7-5 実績報告書を年2回に分けて提出すると記載されているが、具体的にはいつ頃になりますか。

⇒実績報告書の作成に係る事務的な負担を軽減するため、2回に分けて提出していただきます。

⇒1回目は、4月から12月分までの実績報告書を1月31日までに提出して

いただきます。

⇒2回目は、1月から3月分までの実績報告書を4月15日までに提出していただきます。

7-6 非接触検温器、サーキュレーター、乳・幼児用チェアなどの用品について、補助対象となりますか。

⇒購入価格が1品目につき税込3万円未満であるものは、補助対象となります。

需用費の欄に記入してください。

⇒税込3万円以上のものは、すべて補助の対象外となります。

7-7 食材の購入や運搬のために自家用車を使用した、車両の使用に係った経費はどのように算出したらよいですか。

⇒食材の買い出し又は、会場への食材の運搬に車両を使用した場合、走行距離に応じた燃料費相当額として、1回につき500円を上限に補助します。実績報告の提出の際、車両の使用日時、使用者の氏名、利用した交通経路を記載した資料を作成し、提出してください。

⇒車両の使用に関する謝金は、補助対象外となります。

7-8 公共交通機関を利用して食材の買い出しをしているが、どのように経費を算出したらよいですか。

⇒公共交通機関を利用した場合は、実際にかかった費用が補助対象となります。

⇒食材の購入や運搬のため公共交通機関を利用した場合は、日時、場所、利用者氏名、利用した交通経路、運賃を記載した資料を作成し、提出してください。

⇒なお、食材の購入先については、原則として活動拠点の近くの市内の店舗又は、近隣市の店舗での利用を対象範囲とします。

7-9 子ども食堂の開催時に季節の行事を行う予定ですが、行事に使用する装飾品等の費用は補助対象となりますか。

⇒補助対象となる経費は、食事の提供に係る経費に限るため、装飾品や花火、ゲームなど食事の提供と関連の無いものは、補助対象外となります。

7-10 毎月、子ども食堂の開催日を印刷したチラシを作成していますが、どのようなものが補助対象経費となりますか。

⇒コピー紙類、プリンターのインク類、印刷製本費、プリンター（税込み3万円未満のもの）などとなります。

7-11 子ども食堂の運営を、他の団体に委託して実施する場合は、補助金の対象となりますか。

⇒本事業補助金は、市民自ら子ども食堂を運営する団体を対象としているため、事業の委託は、補助の対象外となります。

7-12 自宅や店舗等で子ども食堂を開催しているため、光熱水費は共用となっていますが、この場合、どのように算定したらいいですか。

⇒自宅や店舗等が実施場所の場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出してください。

⇒例) 月 1 回、準備から片付けを含めて 8 時間会場を使用する場合は、光熱水費を日数 (1 / 31) と時間 (8 / 24) で割り、算出する。

⇒そのほかに按分の対象となる経費は、使用料及び賃借料・役務費になります。

7-13 保険料金について 3 ヶ月分まとめて支払っていますが、実績報告の際には各月ごとに振り分けて記載しますか。

⇒実績報告は月ごとに記載することとなっています。レシート等に記載された月分としてまとめて記載してください。

7-14 4 月開催分の保険料金を前年度の 3 月に支払いましたが、こちらは補助対象となりますでしょうか。

⇒令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までにかかった経費が補助対象となります。

⇒原則、支払いについても上記期間内を想定していますが、保険料や賃借料、光熱水費など、かかった経費の対象月が客観的に確認できる場合に限っては、前年度中の支払いであっても補助対象となります。(食材等、使用したタイミン
グが領収証等から確認できないものについては、前年度の支払い分は補助対象外です)

⇒*令和 6 年度までと取扱いが異なりますのでご注意ください。

7-15 レシートを提出する際に A 4 用紙からはみ出す場合は、不要部分を切り取って提出してもよろしいでしょうか。

⇒実績報告にて提出するレシートは、切り取りなど加工はしないでください。提出用紙からはみ出す場合は、折りたたんで提出してください。

7-16 野菜を市内農家の無人販売所で購入したため、販売主から領収証を発行してもらうことができませんでした。補助対象にできますでしょうか。

⇒市内農産物直売所で食材を購入した場合は、所定の「農産物直売所購入リスト」の提出をもって、補助対象経費として計上することができます。

7-17 インターネット通販で食材等を購入しました。コンビニエンスストアで支払いをしたのですが、コンビニエンスストアのレシートは領収証に変えられますか。

⇒インターネット通販の支払いをしたときのコンビニエンスストアのレシートでは、販売元、購入者、品目等の詳細が確認できないため、領収証に代えることはできません。

⇒インターネット通販のサイトで領収証をダウンロードして提出してください。